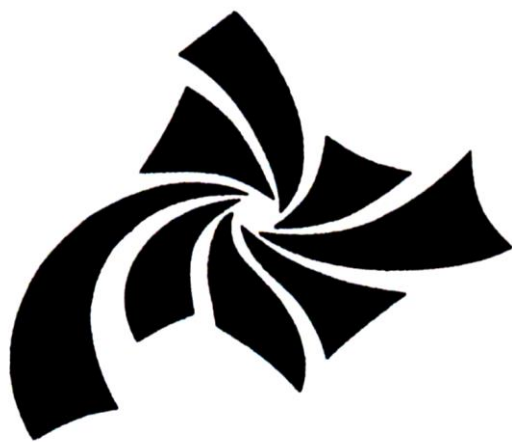


あなたの消費者力 アップ！

令和 6 年 度

通信講座消費生活スタディ

受 講 案 内



主 催 一般社団法人北海道消費者協会

後 援 北 海 道

通信講座消費生活スタディ

本講座は、消費者問題に関心を持ち、将来それぞれの地域で中核となって活動することを希望する方に、必要な基礎的知識について研修を行うことを目的としています。具体的には衣・食・住や契約、悪質商法、各種サービス、生活設計、環境など幅広い分野のテーマを網羅し、消費生活に関する基礎的な知識を学びます。

昭和61年に本講座を開設して以来、今回で38回目を迎えます。修了生は3,000人を超え、消費生活の知識を基礎から学べると好評です。

ぜひ多くの皆さまの受講をお待ちしております。

募 集 要 項

- 1 募集人員 50人
- 2 対 象 学歴や年齢、性別は問いません。
道内に居住し、消費生活に関する問題に関心を持ち、自ら進んで学習した成果をもって広く地域社会に貢献する意欲のある方。
- 3 受講料 地域消費者協会の会員の方
5,000円（消費税込み）
一般の方（地域消費者協会の会員でない方）
6,000円（消費税込み）
- 4 講座期間 令和6年10月から令和7年3月までの約6ヶ月間です。
令和7年3月7日（金）（予定）にスクーリングを実施します。
- 5 スクーリング すべての効果測定を提出した方は、スクーリングに参加できます。
【場 所】 北海道立消費生活センター「くらしの教室」（予定）
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2F
- 6 修 了 あらかじめ定められた期限内に、効果測定を全て提出している方には、修了証書を授与します。

応 募 手 続

「受講申込書」の提出と「受講料」の入金が確認でき次第、正式な申し込みとして受け付けいたします。

1 申込方法

(1) 当受講案内に添付している「受講申込書」を必ずご利用ください。

(2) 申込締切日および申込書提出方法

- ・ 令和6年7月24日（水）必着
- ・ 郵送又はFAX、E-mailで受講申込書を提出してください。

(3) 提出先

地域消費者協会の会員の方

所属している地域消費者協会の事務局へ提出してください。

※地域消費者協会事務局を通じて、（一社）北海道消費者協会 総務・組織連携グループへ提出していただくことになります。

一般の方（地域消費者協会の会員でない方）

（一社）北海道消費者協会（下記の宛先）へ直接提出してください。

【住 所】 〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2F

一般社団法人 北海道消費者協会 総務・組織連携グループ

【FAX番号】 011-221-4219

※個人情報の取り扱いについて

本講座に係わって提出された個人情報については、その取り扱いを厳守するとともに、（一社）北海道消費者協会が行う当該関連事業以外で使用することはありません。

2 受講料納入方法

地域消費者協会の会員の方

所属している地域消費者協会の事務局へご確認ください。

一般の方（地域消費者協会の会員でない方）

受講申込書を提出すると同時に、下記の口座へお振り込みください。

口座名義 一般社団法人 北海道消費者協会

振込先 郵便振替口座 02760-1-13287

受講の決定

- 1 定員に達するまで、申込順に受け付けいたします。
(なお、定員に達した場合には、お断りすることがあります。)
- 2 「受講申込書」の提出と「受講料」の入金を確認後、直接ご本人、または各地域消費者協会を通じて受講決定を通知します。

学習内容

1 テキストによる学習（別紙テキスト内容参照）

家庭で学習できるようテキスト（1冊）を送付します。

テキストの内容について質問や疑問があるときは、所定の質問票に記入して、当協会へ送付してください。わからないところを解決しながら、学習を深めていくことができます。

効果測定（受講者が自己の学習成果を知るために行うもの）を実施します。道協会で採点し、受講者へ返送しますので、理解度に応じて復習できます。

2 スクーリングによる学習

今年度受講している方々と一緒に、直接講座を受けることができます。

(令和7年3月7日を予定しています。)

【お問い合わせ先】

一般社団法人 北海道消費者協会

総務・組織連携グループ

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2F

TEL 011-221-4217

FAX 011-221-4219

令和6年度「通信講座消費生活スタディ」テキスト内容

第1章 消費者の権利と役割

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 消費者問題とは | 2. 消費者の権利 |
| 3. 消費者教育推進法 | 4. 消費者政策の仕組み |
| 5. 消費者被害の傾向 | |

第2章 契約

- | | |
|------------|---------------------|
| 1. 契約とは | 2. 契約に関する法律の構造 |
| 3. 民法の基礎 | 4. 消費者契約法 |
| 5. 特定商取引法 | 6. 割賦販売法 |
| 7. 賃貸住宅と契約 | 8. 身近な取引をめぐる業法のいろいろ |
| 9. 民事裁判の基礎 | |

第3章 デジタル化社会

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. デジタル化社会 | 2. スマートフォン |
| 3. インターネット取引 | 4. ステルスマーケティング（ステマ） |
| 5. SNSが入口の消費者被害 | 6. デジタルプラットフォーム |

第4章 生活設計

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 生涯にわたる生活設計 | 2. 社会保障と保険 |
| 3. 税金 | 4. 金融商品 |
| 5. 金融商品に関する法律 | 6. キャッシュレス決済 |
| 7. 消費者金融と多重債務 | 8. 相続・遺言 |

第5章 衣生活

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 衣服の機能 | 2. 繊維と布地の種類 |
| 3. 素材の加工 | 4. 衣服の表示 |
| 5. 衣服の管理 | 6. クリーニングとトラブル |
| 7. 衣服による事故と安全性 | 8. 衣服の流通とリサイクル |

第6章 食生活

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 健康と栄養 | 2. 食品安全 |
| 3. 食品の表示 | 4. 健康食品 |
| 5. JAS制度 | 6. ガイドライン |
| 7. 公正競争規約 | |

第7章 くらしの安全

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 製造物責任法（PL法） | 2. 製品安全4法 |
| 3. 日本工業規格制度（JIS） | 4. 家庭用品品質表示法 |
| 5. 製品安全行政 | 6. 製品事故が起きた時の解決手段 |
| 7. リコール制度 | 8. 住宅の安全 |
| 9. 高齢者・子どもに多い事故 | |

第8章 環境

1. 環境問題の国際的な取組み
2. 日本の環境問題と環境政策
3. 循環型社会と法律
4. 環境に考慮した消費行動
5. エネルギー問題